

5. 岡山大学大学院社会文化科学研究科規程

〔平成18年4月1日〕
〔岡大院社会規程第1号〕

改正 平成30年 3月 7日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号。以下「管理学則」という。）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号。以下「大学院学則」という。）に基づき、岡山大学大学院社会文化科学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定める。

(研究科及び専攻の目的)

第2条 研究科は、人文・社会科学の分野において、総合的、学際的な研究・教育を行い、学術研究の推進と発展に資するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

2 前条の目的を達成するため、研究科の各専攻の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 国際社会専攻は、国際的課題をグローバルな視点から把握し、解決する能力を有する人材を育成する。

二 日本・アジア文化専攻は、日本とアジアの社会に対して深い知識と洞察力を備えた人材を養成する。

三 人間社会文化専攻は、人間の営みへの深い洞察力と分析力を持ち、社会と文化に関わる課題解決能力を有する人材を養成する。

四 法政理論専攻は、法学・政治学に関し高度の専門知識、問題解決能力を有する人材を養成する。

五 経済理論・政策専攻は、経済理論、統計の専門知識に基づいた政策立案能力を有する人材を養成する。

六 組織経営専攻は、経営・会計に関して幅広い専門知識、分析能力を有する人材を養成する。

七 社会文化学専攻は、多文化社会における「人間と人間の共生」、「共生社会の構築」を課題として教育・研究を遂行できる人材を養成する。

(自己評価等)

第3条 研究科は、管理学則第54条の定めるところにより、研究科に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努める。

3 第1項の自己評価を行うため、岡山大学大学院社会文化科学研究科自己評価委員会（以下「委員会」という。）において行う。

4 委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第4条 研究科に東アジア国際協力・教育研究センターを置く。

2 東アジア国際協力・教育研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

第4条の2 研究科に心理相談室を置く。

2 心理相談室に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第4条の3 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。
- 3 研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。
(副研究科長)

第5条 研究科に、副研究科長を置く。

- 2 副研究科長に関し、必要な事項は、別に定める。
(専攻長及び副専攻長)

第6条 各専攻に、専攻長及び副専攻長を置く。

- 2 専攻長及び副専攻長に関し、必要な事項は、別に定める。
(教育研究等の状況の公表)

第7条 研究科は、教育研究及び組織運営の状況について、定期的に公表する。
(組織的研修)

第7条の2 研究科は、研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
(課程)

第8条 研究科の課程は、博士課程とする。

- 2 研究科の博士課程は、前期2年の博士課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の博士課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。
(学系及び学系長)

第9条 研究科に、研究科の円滑な運営を図るため、博士前期課程又は博士後期課程ごとに、文学系、法学系及び経済学系を置く。

- 2 各学系に学系長を置き、文学系は文学部長、法学系は法学部長、経済学系は経済学部長をもって充てる。
(授業科目及び研究指導)

第10条 研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、別表1及び別表2のとおりとする。ただし、別表1及び別表2に掲げる授業科目のほか、教授会の議を経て特別に授業科目を開設することがある。

- 2 研究指導は、学位論文の作成等に対する指導(博士前期課程の学生について、大学院学則第36条の規定に基づき、教授会において適当と認められた特定の課題についての研究の成果をもって修了要件とする場合にあっては、当該研究に対する指導とする。以下同じ。)とする。
(教員組織)

第10条の2 研究科の教員組織は別に定める。

- 2 研究科の授業は、教授、准教授、講師及び助教が担当するものとする。
- 3 研究科の研究指導は教授又は准教授が担当するものとする。ただし、必要があると認めるときは、講師に担当若しくは分担させ、又は助教に分担させることができる。
(指導教員等)

第11条 授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

- 2 博士前期課程の指導教員は、指導教員1人及び副指導教員1人とする。
- 3 博士後期課程の指導教員は、指導教員1人及び副指導教員2人とする。
(教育方法の特例)

第12条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(博士前期課程修了要件別プログラム)

第13条 博士前期課程の各専攻に、修了要件別の履修プログラムとして、次の修了要件別プログラムを置く。

- 一 研究深化プログラム
- 二 高度人材育成プログラム

2 修了要件別プログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

(履修方法)

第13条の2 博士前期課程の学生は、別表1に掲げる授業科目を、指導教員の指導を受けて、30単位以上を履修し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。ただし、O-NECUSプログラム協定の双方向学位制度による学生の履修については、別に定める。

2 博士後期課程の学生は、別表2に掲げる授業科目を指導教員の指導を受けて、12単位を履修し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。

3 学生は、別表1及び別表2に掲げる授業科目のほか、本学大学院の他の研究科の授業科目を指導教員の指導を受けて履修することができる。

4 学生は、履修しようとする授業科目につき、所定の履修届を指定した期限内に研究科長に提出しなければならない。

5 前項の期限内に履修届を提出しない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情がある場合には、当該授業科目の担当教員の承認を受けたものについて履修を認めることがある。

(長期にわたる教育課程の履修)

第14条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たとき、研究科長は、教授会の議を経て、長期履修学生としてその計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることがある。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(授業の方法)

第15条 授業は、講義、演習、若しくは実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 研究科は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 研究科は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第16条 授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準の明示等)

第16条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示すると共に、当該基準に従って適切に行う。

(他大学の大学院の授業科目の履修)

第17条 学生が、他大学の大学院（外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等を含む。以下同じ。）の授業科目を履修しようとするときは、所定の様式により指導教員を経て、研究科長に願い出るものとし、当該大学との協議に基づき、許可することができる。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位)

第18条 学生が、大学院に入学する前に本学又は他大学の大学院において履修した授業科目について、修得した単位の認定を受けようとするときは、所定の様式により研究科長に願い出て認定を受けるものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(他大学の大学院等の研究指導)

第19条 学生が、他大学の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするときは、所定の様式により指導教員を経て、研究科長に願い出るものとし、当該大学又は研究所等との協議に基づき、許可することができる。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(単位修得の認定)

第20条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告の成績並びに第16条の2第2項の成績評価基準に照らし、担当教員が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず演習の授業科目については、平素の成績により、単位の修得を認定することができる。

3 本学大学院の他の研究科又は他大学の大学院で修得した単位の認定は、博士前期課程は10単位を、博士後期課程は4単位を限度として当該大学院等の発行した単位修得証明書により研究科長が行うものとする。

(追試験)

第21条 病気その他やむを得ない事由により、正規の試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。

(成績の評価)

第22条 各授業科目の成績の評価は、A+、A、B、C又はFの評語をもって表し、A+、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。ただし、必要と認める場合は、A+、A、B及びCの評語に代えて、修了又は認定とすることができる。

(指導教員の変更)

第23条 指導教員の変更は、認めない。ただし、特別の事情があるものに限り、許可することができる。

(進学)

第24条 本学の大学院修士課程又は大学院博士前期課程を修了して、引き続き博士後期課程に進学を志願する者に対しては、選考の上、教授会の議を経て、進学を許可する。

(修了要件)

第25条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、大学院の行う学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りる

ものとする。

2 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、12単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、大学院の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項3号の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者（他の大学の大学院の当該課程を修了した者を含む。）の博士後期課程における在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

（学位論文、特定課題研究及び最終試験）

第26条 学位論文等は、指導教員の承認を受けて指定の期限までに提出するものとする。

2 提出期限に遅れた学位論文等は、受け付けない。

3 最終試験の期日は、あらかじめ指示する。

4 学位論文等及び最終試験の取扱いについては、別に定める。

（学位の授与）

第27条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、文化科学、文学、法学、経済学、経営学、公共政策学又は学術とする。

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、文化科学、文学、法学、経済学、経営学又は学術とする。

（教育職員免許状）

第28条 博士前期課程において、別表3に掲げる教育職員免許状を取得しようとする者は、別に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

（科目等履修生）

第29条 本学大学院の学生以外の者で、研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

（特別聴講学生）

第30条 他大学の大学院の学生で、研究科の授業科目について特別聴講学生として履修を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、履修を認めることがある。

2 特別聴講学生の取扱いについては、別に定める。

（研究生）

第31条 研究科において特定の事項について研究を志願する者があるときは、指導予定教員の承認を得たものについて、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の取扱いについては、別に定める。

（特別研究学生）

第32条 他大学の大学院の学生で、研究科の特別研究学生として研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、許可することがある。

2 特別研究学生の取扱いについては、別に定める。

（雑則）

第33条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(中 略)

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。